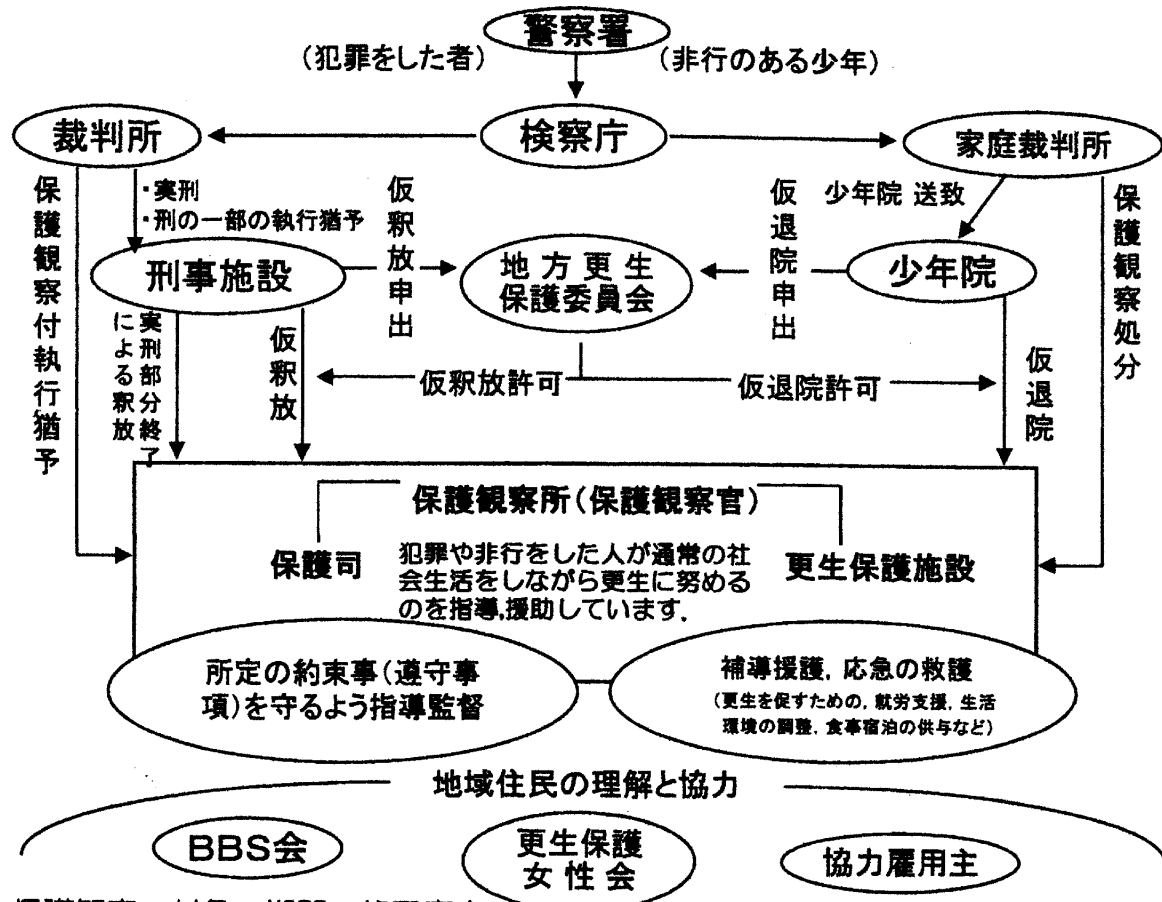


# 1 保護観察のしくみ

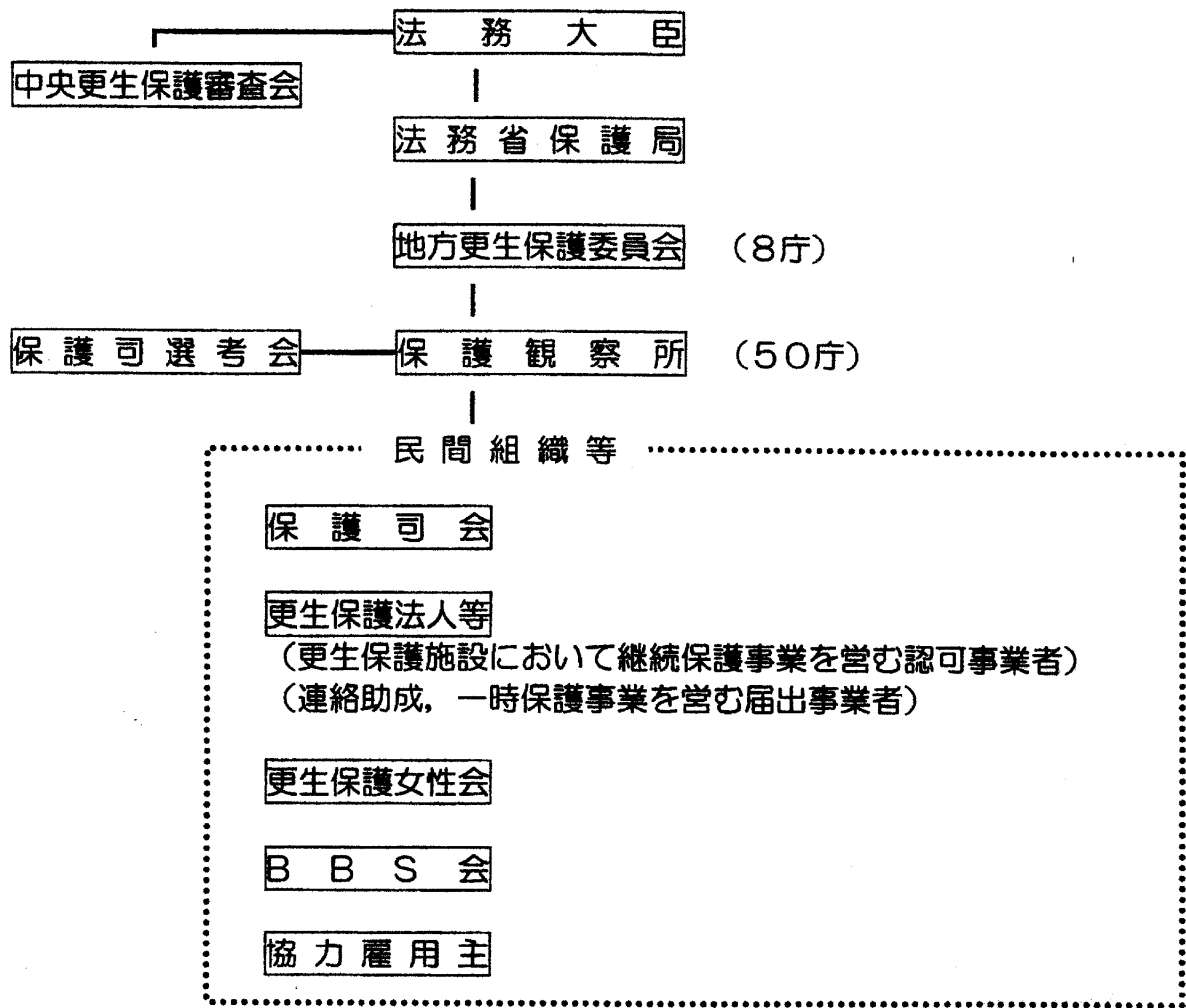


保護観察の対象・期間・終了事由

区分	対象となる者	保護観察の期間	終了事由
1号観察	家庭裁判所の決定により, 保護観察に付された者	保護処分の言渡しの日から20歳に達するまでの期間又は2年間のいずれか長い期間	保護観察期間の満了 死亡 保護観察の解除 保護処分の取消し
2号観察	地方更生保護委員会の決定により, 少年院から仮退院を許可された者	仮退院の日から20歳に達するまでの期間。ただし例外的に26歳まで	保護観察期間の満了 死亡 退院 戻し収容 保護処分の取消し
3号観察	地方更生保護委員会の決定により, 刑務所から仮釈放を許可された者	仮釈放の日から残刑期間が満了するまでの期間。なお, 不定期刑については例外がある。無期刑仮釈放者は終身。ただし, 裁判時少年の無期刑仮釈放者は, 仮釈放後10年を経過するまで	保護観察期間の満了 死亡 仮釈放の取消し 刑の時効完成 大赦・特赦・刑の執行の免除
4号観察	裁判所の判決により, 刑の執行を猶予され, 保護観察に付された者: 全部猶予	判決確定の日から執行猶予期間が満了するまでの期間	保護観察期間の満了 死亡 刑の執行猶予の言渡しの取消し 大赦・特赦
	裁判所の判決により, 刑の一部の執行を猶予され, 保護観察に付された者: 一部猶予	実刑部分終了により釈放された日から執行猶予期間が満了するまでの期間	

※平成28年6月1日, 刑の一部の執行猶予制度施行。

#### 4 更生保護の組織



近畿管内保護観察所ごとの更生保護事業従事者等の状況 (平成31年4月1日)

保護観察所	職員	保護司	更生保護法人等	更生保護施設	更生保護施設職員	更生保護女性会員	BBS会員	協力雇用主
大津	15(2)	476	2(1)	1	9	5,217	68	353
京都	29(4)	1,058	5(2)	3	26	5,509	179	335
大阪	111(14)	2,995	5(1)	4	36	8,032	245	1,907
神戸	53(7)	1,916	4(1)	3	32	4,509	68	756
奈良	14(2)	531	2(1)	1	9	2,647	38	176
和歌山	16(3)	616	2(1)	1	7	2,316	44	183
合計	238(32)	7,592	20(7)	13	119	27,820	642	3,710

注1 職員の( )内は社会復帰調整官の数で内数。

2 更生保護法人等の( )内は連絡助成事業等を営む届出事業者の数で内数。